

大柏川第一調節池緑地維持管理業務委託 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 大柏川第一調節池緑地維持管理業務委託

2 業務目的 本業務は、大柏川第一調節池緑地において草刈等の管理作業を行い、緑地内の環境を維持することを目的とする。

3 委託場所 市川市北方町4丁目1444番59

4 委託期間 令和7年6月2日～令和8年3月10日

5 業務内容

ア) 業務内容・数量

名 称	規 格	単位	予定数量	備考
草 刈				
草 刈 (ハットガイト)		m ²	12,455	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
草 刈 (肩掛式)		m ²	22,460	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
水中草刈	肩掛式	m ²	1,452	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
耕 起	トラクター	m ²	2,263	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
溝掘り工		m ²	162	各回の予定数量は、草刈面積内訳表に記載
掘取り工		m ²	3,104	予定数量は、草刈面積内訳表に記載
集草～処分作業	集草・運搬・処分	回	4	緑地活動団体による草刈及び剪定分

※ 本委託は単価契約のため上記数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。

※各工種において出来高総括表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。(各単価において請求段階で小数点を切捨てること)

イ) 実施条件

○実施場所

- ・ 棚池 調節池の掘り込み部分に、大小15箇所の池を整備。
- ・ 外周路 棚池区域を取り囲むようにある、調節池の堤防上の通路。
- ・ 北部広場 利用者の往来が最も多い、ビジターセンター周辺の広場。

○実施上の留意事項

- ・ 同緑地は、水辺の自然環境を活かした自然環境創造型施設であることから、

- 各回とも監督職員と十分協議した上で、動植物の生息環境を配慮すること。
- ・原則として委託者、受託者、緑地内活動団体の3者により作業時期、内容等の調整を事前に行うこと。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1級又は2級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

■ 草刈・芝刈

＜共通事項＞

ア) 目的と工法

- ・草刈及び芝刈は、公園緑地及び植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は原則として一般廃棄物とし適切に処分し、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。また発生材の処分費は、受託者負担で処理すること。
- 但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

(1) 草刈・芝刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。
- ・1,000㎡/箇所を超える草刈は、原則として、ハンドガイド式草刈機（HG式）を適用するが、樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ) 草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。

- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除すること。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、又、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行うこと。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

(1) 実施回数……年5回（本業務期間は4回）を想定している。

(2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

1回目は別委託とし、第1期～第4期を本業務とする。

1回目（別委託）	第1期	第2期	第3期	第4期
4/1～5/31	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

（※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時）

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・「令和7年度 第1期(6月20日～6月30日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第3期(9月1日～9月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(草刈)
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

(2) 水中草刈

ア) 水中草刈の仕様・注意点

- ・水中草刈は、水面より0～3cmを残して刈り取り、方法は監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・水中草刈は、水中草刈範囲（計画図）とする。

イ) 廃棄物の処理について

- ・刈草は、十分に脱水・乾燥させたものを収集・処分すること。
- ・除根作業を行う場合は、泥土を十分に洗い落としてから収集・処分すること。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

(1) 実施回数……年3回を想定している。

(2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

第1期	第2期	第4期
6/20～6/30	7/20～8/10	10/20～11/5

（※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時）

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・「令和7年度 第1期(6月20日～6月30日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(水中草刈)

(3) 耕起

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・ 棚池内の表土をトラクターで15cm～20cm程度攪拌し、可能な範囲での除根及び水面下での根の切断に努めること。

イ) 耕起の仕様・注意点

- ・ トラクターの搬入前に、原則、実施範囲の水中草刈を行うこと。実施方法は「(2) 水中草刈」に準じる。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・ 刈り取った根については1箇所を集草し天日干しを行った後、処理すること。
- ・ 集草場所については監督職員と協議し決定すること。

エ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年1回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする。

第4期
10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・ 「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(耕起)

(4) 溝掘り工

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・ 溝掘り工は、耕起等作業時に棚池の水を抜く必要がある際、自然動物への配慮として、一部水が残るスペースを確保することを目的としている。そのため、十分な深さとなるよう、小型バックホウ等を用いて、幅 40～50 cm程度、深さ 40～50 cm程度の溝を設けること。

イ) 溝掘り工の仕様・注意点

- ・ 溝掘り工において、指定の掘削幅から±5 cmを許容誤差とする。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年2回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする。

第2期	第4期
7/20～8/10	10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(3) 実施範囲……添付図に示す。

- ・ 「令和7年度 第2期(7月20日～8月10日) 計画図」(溝掘り工)
- ・ 「令和7年度 第4期(10月20日～11月5日) 計画図」(溝掘り工)

(5) 掘取り工

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・掘取り工は、ヨシ・ガマ等の除根することを目的としている。そのため、小型バックホウ等を用いて、深さ 20cm 程度で土砂を掘り取ること。

イ) 掘取り工の仕様・注意点

- ・掘取り工において、塩ビ管周辺については手掘りとし、管の底下が露出するまで土砂を取り除くこと。
- ・発生した土砂は場内にて敷き均しを行うこと。敷き均し箇所については監督職員と協議の上決定すること。

ウ) 実施回数、実施時期、実施範囲等

- (1) 実施回数……年 1 回を想定している。
- (2) 実施時期……実施時期は原則として下表の通りとする

第 4 期
10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

- (3) 実施範囲……添付図に示す。

・「令和 7 年度 第 4 期(10月20日～11月5日) 計画図」(掘取り工)

(6) 集草～処分作業

ア) 集草処分作業の仕様・注意点

- ・緑地内の堤防上部の一部及び棚池通路内において、緑地活動団体が草刈及び剪定を行う。このため委託者、受託者、活動団体の 3 者より作業時期等の調整を事前に行い、活動により発生した草刈及び枝を(1)の草刈・芝刈りで発生したものを合わせて集草し、適切に処分すること。
- ・集積場所及び時期等については監督職員と十分に協議しながら決定すること。
- ・集草回数は運搬回数ではなく、緑地内の草刈及び枝をすべて搬出した段階で 1 回とする。(処分量は過去の実績値から約 2,000kg/回程度を見込んでいる。)

イ) 実施回数、実施時期等

- (1) 実施回数……年 5 回(本業務期間は 4 回)を想定している。
- (2) 実施時期……作業時期は原則として下表の通りとする。

1 回目 (別委託)	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
4/1～5/31	6/20～6/30	7/20～8/10	9/1～9/10	10/20～11/5

(※原則：業務曜日 月曜日～金曜日、業務時間 午前9時～午後5時)

(7) そのほかの留意点

- ア) 場内において、重機等を使用したことにより、轍(わだち)が生じた場合、その箇所について原状復旧に努めること。
- イ) 外からの種子移入防止(特定外来種や外来種など)の為、場内の作業に入る

- 前に、草刈機械等を洗浄するなど配慮を行うこと。
- ウ) 施工の際は、野生生物の生態・生育等に支障を及ぼすことのないよう努めること。
- エ) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

8 添付資料

- ・案内図（別紙１）
- ・業務完了報告書（別紙２）
- ・完了届（別紙３）
- ・実施箇所図（別紙４）

草刈

- ・「令和７年度 第１期(6月20日～6月30日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第３期(9月1日～9月10日) 計画図」(草刈)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(草刈)

水中草刈

- ・「令和７年度 第１期(6月20日～6月30日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(水中草刈)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(水中草刈)

耕起

- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(耕起)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(耕起)

溝掘り工

- ・「令和７年度 第２期(7月20日～8月10日) 計画図」(溝掘り工)
- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(溝掘り工)

掘取り工

- ・「令和７年度 第４期(10月20日～11月5日) 計画図」(掘取り工)

- ・草刈面積内訳表（第１期～第４期）(別紙５)

9 成果品関係

提出書類及び納品図書等は、共通仕様書による。

ア) 成果品（完成品）は、期ごとに提出すること。

1 期（6 月 2 日 ～ 9 月 3 0 日まで）：1 期終了後 2 0 日以内

2 期（1 0 月 1 日 ～ 委託期間満了日まで）：委託期間満了日

イ) 上記提出期限に関わらず出来高数量について監督職員から求めがあった時は、求めた日から 7 日以内に回答すること。

ウ) 原則として委託者が受託者に対して公園の基本データを貸与した場合、出来形（求積図、平面図等）についてはデータの修正を行って、DWG または D X F 形式で作成し、データを C D - R 又は D V D - R にて提出すること。

エ) 各工種において出来高総括表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。

（各単価において請求段階で少数点を切捨てること）

1 0 その他

ア) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

イ) 委託期間中の不適切な管理（草刈時・灌水不足等）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。

ウ) 作業に必要な誘導員及び、保安施設については事故の起きないように適切に配置すること。

エ) 各作業による発生材は速やかに片付を行うこと。

オ) 期ごとの現地確認において、各種刈込みにいて不備が認められた場合は、受託者の責任において不備を解消すること。